

兵高教組

2023年10月27日

調査情報 12号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL: 078-341-6745 FAX: 078-351-3185

URL: <http://www.hyogo-kokyoso.com>mail: honbu@hyogo-kokyoso.com**2023年度 賃金権利確定交渉のポイント**

給料アップはどれくらい？未配置解消のために何ができそう？

交渉に向けて署名やアンケートへのご協力を！

11月には本格的に県教委との賃金権利確定交渉に入っていきます。今回は10月11日(水)に出された「兵庫県人事委員会報告・勧告」を元に、23年確定交渉の目玉となるポイントについて詳しく解説していきます。交渉の重要課題はどこか？を一緒に考えましょう！

●今年の交渉のポイント① 「給与改定」勧告
内容

- ・月給1.0%アップ(月約4000円アップ)、一時金(ボーナス)の0.1月アップ。
- ・全職員の給料を一律1%上げるのではなく、若い人に手厚く中高齢層には薄く引き上げる。

→民間と公務員の給料差が月4000円ほどあります。今回はその4000円分を埋めるために、給料アップとなりそうですが、中高齢層の月給は~1100円あがる一方、人材確保していくために青年教職員は初任給を12000円くらい上げようという勧告です。若者を大切にすることは勿論大事ですが、高齢層の月1100円の賃金改善ではとても今の物価高騰に対応しきれません。全ての教職員へ物価高に対応した賃金が支払われるよう、交渉で要求をしていきます！！

●今年の交渉のポイント② 「会計年度任用職員の待遇改善」勧告
内容

- ・【勤勉手当】令和6年度から会計年度任用職員にも勤勉手当の支給が可能となる。
- ・【勤勉手当】常勤職員の取扱いとの権衡を踏まえた措置を講じることが必要。
- ・【給与改定の4月遡及】改定の実施時期も含め、常勤職員に準じた取扱いが基本。
- ・【給与改定の4月遡及】国の取扱いも踏まえ適切に対応することが必要。

※会計年度任用職員とは県立学校では①介助員 ②生活学習支援員 ③非常勤講師、等があります。ここでは特に①と②を指します。

→【勤勉手当】

これまで会計年度任用職員には一時金(ボーナス)のうち「期末手当」分は支給するが、「勤勉手当」分は支給されておらず、ボーナスが半分くらいしか貰えていませんでした。2024年度からは会計年度任用職員にも「勤勉手当」出すこと。出すに当たって代わりに他の賃金を削って年収を低く抑えるなどのことをしないように、という内容の勧告なので、それを根拠にこれから県と交渉していきます。

→【給与改定の4月遡及】

給料が改定された(月給が上がった)場合は、国に準じて他の職員と同じように上げなさいとの勧告です。つまり、通常4月が給与改定期間なので、賃金が上がった場合は4月に遡ってその分(4月~12月までの給料アップ部分と連動するボーナス部分)を差額として支払いなさいよという意味です。これまでは4月遡及せずに差額が貰えず不利益を被っていたのでこれも交渉の大きなポイントです。

●今年の交渉のポイント③ 「教職員の未配置」勧告
内容

- ・未配置はさらに深刻化。不足解消に向けた人材確保策を強力に推進することが必要。
- ・産休・育休代替教員等の安定的確保について、前倒し加配の要件緩和や制度の拡充等が必要。

→昨年はこの文言を元にした「未配置解消のための人材確保」策として、「①介助員・生活学習支援員の報酬面での改善、②常勤講師の採用試験での加点措置拡大、③業務支援員の従事時間拡充」などの改善が進みました！

教職員の生活と権利の改善に努める高教組へ、あなたもぜひ！

昨年に比べて未配置状況は「さらに深刻化」しているため、昨年以上の「解消のための人材確保」策を提案してもらわないといけません。

→産育休に入る先生の代わりが見つからず未配置になるケースも多くあります。昨年交渉で兵庫県独自に、5月1日～7月末までに産育休に入る先生が居る場合は、バトンタッチする代替教員が4月1日から働けるように制度を変えました。しかし「要件緩和や制度の拡充等が必要」との勧告ですから、4月中、あるいは8月以降も産育休に入る先生が居ることが分かっている場合にも、代替教員を前倒しで確保できるよう、さらに制度の改善を図ることを私たちも県に求めています。

※「人の配置」については県当局の「管理運営事項」として、触れない（触れられない）とするスタンスの多い他の人事委員会の中で、「教職員未配置」が「多忙化の一因だ」と明確に踏み込み「人材確保」にまで触れる勧告を出したのは全国でも兵庫だけ！（しかも2年連続）

※ちなみに昨年は「教員未配置」でしたが、学校現場には「教員」だけでは無く、教員以外の多くの職員も子どもたちの成長に関わっています。今年は人事委員会に対して、働く仲間を大切にしてほしいとの願いを込めて「教員ではなく「教職員」に」と要望し、実現しました。細かいことですが、表記が変わったことにも注目して欲しいですね。

☆全ての教職員の皆さんにご協力いただきたいこと☆

【その1】「確定交渉の署名（2種類）」へのご協力を！！

賃金権利確定交渉で様々な前進を勝ち取っていくために毎年、10月末～11月中旬まで、全ての教職員を対象に「確定署名」に取り組んでいます。全県で働く教職員の仲間は1万人以上。教諭、実習教諭、臨時講師、会計年度任用職員（非常勤講師、特支の介助員や生活学習支援員など）、技能労務職員（校務員、実習員、調理員など）、事務職員、様々な人がそれぞれの立場から学校の運営に参画し子ども達の教育を支えています。

その全ての教職員を対象とした、組合が1年間で最も重要視する署名です。全職員の約半数の5000筆を目指して頑張ります。皆さんからいただいた署名の数は、私たち教職員の「切実な声」として県当局も相当重く受けとめ、様々な改善に向けた大きな力となっています。一人でも多くの方から賛同いただき、高教組まで署名を届けてください。

The image shows two forms for signature collection. The left form is titled '2023 賃金確定に向けての11大要求署名' and includes a section for '確定署名' with a table for recording names and dates. The right form is also titled '2023 賃金確定に向けての11大要求署名' and includes a section for '署名' with a table for recording names and dates. Both forms have instructions and a QR code for more information.

【その2】「あなたの声を聞かせてください」アンケートについて

働くに当たって様々な悩み・不安・県に訴えたいことはありませんか？

教職員が足りず、そのしわ寄せをカバーしようとした職員が倒れる例も続出している教職員未配置問題。部活動の4号業務もいつの間にか3600円から2700円に減額されてしまいました。地域手当（都市部など物価の高い一定の地域に勤務する職員に対して支給される手当）は2017年度以降も1.5%削減されたままです。勤務時間の客観的な把握も、煩雑なPCのログオン/ログオフではなくICカードのような形はなぜ取れないのでしょうか。

非常勤講師の報酬も、現行の支給の仕方では授業準備時間も含めると最低賃金以下になってしまうことも多いはず。定年まで働く自信が持てないのは、多忙化や新たな指導方針、賃金カットが心身に大きな影響を与えているからでしょう。臨時講師や再任用職員が正規と同じ仕事をしていても賃金が低いのはなぜでしょうか。採用試験のあり方や内容についても様々な声が聞こえてきます。ICTの導入も業務改善に結びつくところと業務負担が増え超勤の温床になっている部分があります。

誰もが不安や不満なく、安心して働ける環境を一緒に作っていきませんか。そのためにはたくさんの声と、問題解決に向けて一緒に県に働きかける仲間が必要です。

まずは今抱えている不満や不安の声、こんな制度がほしいなどのご意見を募集し、県教委との交渉に活かしていきます。

右のQRコードからアクセスし、是非ご協力ください。



教職員の生活と権利の改善に努める高教組へ、あなたもぜひ!